

令和5年度 相模原市立九沢小学校いじめ防止基本方針

相模原市立九沢小学校

令和5年4月1日

相模原市立九沢小学校いじめ防止基本方針

【めざす子どもの姿】

- 「やさしい子」・・・豊かな感性をもち、思いやりのある子
- 「かしこい子」・・・自ら課題を見付け、主体的に追究できる子
- 「たくましい子」・・・健康や安全を考え、主体的に生活できる子

【家庭・地域との連携】

- ・授業参観、行事、個別面談等、学期ごとに保護者が学校に来校する機会を設定する。
- ・児童の状況を把握するためのアンケートを全家庭で実施する。
- ・学校評議委員会を開催し、学校の課題を協議する。
- ・個人面談を実施する。

【児童支援委員会】

- 役割：いじめが発生することがないように組織的な取り組みを推進する。
- 構成員：校長、副校長、児童支援専任、児童指導担当、総括教諭、養護教諭、学年主任を中心として、状況に応じて参加者を決める。
- ・全職員による児童支援会議を実施する。

【関係機関との連携】

- ・青少年教育カウンセラーと連携して、児童支援会議を実施する。
- ・学校教育課、青少年相談センター、子育て支援センター、児童相談所をはじめ、関係機関及び児童民生委員等と連携していじめ防止や対応解決策を検討する。

【いじめの未然防止】

いじめは、全児童に起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

◎児童一人ひとりを認める

- ・学級経営では、良好な人間関係づくりに努める。(ソーシャルスキルトレーニング等の活用)
- ・学校行事等、活躍の場づくりをする。(児童会や委員会が主体となる活動等)

○他者を大切にするための社会性を身に付ける

- ・きまりや約束を守り、他者に迷惑をかけないように、全職員で共通理解を図り指導する。
- ・異学年交流の縦割り活動を充実する。(スポーツフェスティバル、九沢タイム等)

【いじめの早期発見】

日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

◎児童理解を図り適切に指導する

- ・週1回、全職員で情報交換を行い、各学級における児童の人間関係や家庭状況について協議する。
- ・各学期、児童にアンケートを行い、人間関係の中に潜んでいる「いじめの種」を発見する。
- ・保護者との個人面談を設定し、児童の課題等について聞きとる。(1学期)

○いじめ問題に関する研修を実施する

- ・インターネットなどによるいじめ防止をするために、職員や保護者を対象とした研修を実施する。

【いじめの対処】

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やか且つ組織的に対応する。

◎いじめを発見した場合速やかに指導する

- ・いじめを止めさせる手立てを講じる。さらに、再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・指導にあたっては、状況、経過、指導内容、指導方法、指導担当者を明確にする。
- ・いじめの解決に向け、保護者に協力を求める。
- ・重大事案が発生した場合は、教育委員会に報告し、調査、指導を実施する。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるよう、全職員が共通理解を図り、いじめのない学校づくりに取り組む。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に図る。

2 いじめの防止等対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心に、全職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策に取り組む。

○組織名称：児童支援委員会

○構成員：校長、副校長、児童支援専任、児童指導担当、総括教諭、養護教諭、学年主任を中心として、状況に応じて参加教諭を決める。また、青少年教育カウンセラーと連携を図る。

○取組内容：児童支援会議を行い、いじめ防止活動を推進する。
全児童を対象としたアンケート調査を実施する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①学級経営では、良好な人間関係づくりに努める。

②学校行事や学級内での活躍の場づくりをする。

③授業や学級経営を改善するための研修を実施する。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実を図る。

①特別活動や学校行事では、児童が主体的に活動できる場を設ける。

②委員会や係活動を通して、みんなのために貢献できる場を設ける。

③日常的にできたことを認め、賞賛し、褒める指導を行う。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの充実を図る。

①教育活動全体で、道徳教育の充実を図る。

②特別の教科道徳の時間の推進と内容の充実を図る。

③朝の会等での「読み聞かせ」活動を通じて、児童の心を耕す。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①保護者会を利用して、いじめ防止について啓発活動を実施する。

②インターネットなどによるいじめを防止するための授業を実施する。

③インターネットを使った人権侵害に関する研修を実施する。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともにする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

①授業参観、行事、個人面談等、保護者が来校する機会を設ける。

②学校評議委員会を開催し、学校参観や協議を実施する。

③保護者との対話の場を設定する。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実し、児童の様子をみる。

①日常生活の中で「いじめ」を見抜き、適切に指導できるよう努力する。

②休み時間は、できるだけ児童とともに過ごし、児童理解に努める。

※次のような場合は、継続していなくても人権無視、人権侵害の「いじめ」として対応する。

・本人（いじめられる側）の努力では、改善・解決できそうにないことを理由にしている場合。（学習能力・容姿・家庭環境など）

・本人の主張が受け入れられない状況で、一方的に行われている場合。（多数→一人・上級生→下級生・体力強者→体力弱者）

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①各学期に行う「いじめ防止アンケート」を活用して、いじめの発見に努める。

②担任が学級の児童を観察することで、その人間関係やトラブルに気付けるように、職員間で情報交換や研修を実施する。

(3) 児童及び保護者、職員がいじめに関する相談ができる体制を整備する。

①個人面談を実施する。

②青少年教育カウンセラーと保護者がすぐに連絡を取れるようにする。

③必要を感じた場合は、すぐに家庭訪問を実施する。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめを止めさせ、再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。

①いじめを止めさせるアクションを起こす。

②複数の教師で、いじめの原因と経過を検証する。

③毅然とした態度で加害者を指導する。

④保護者と連絡をとり、再発防止に努める。

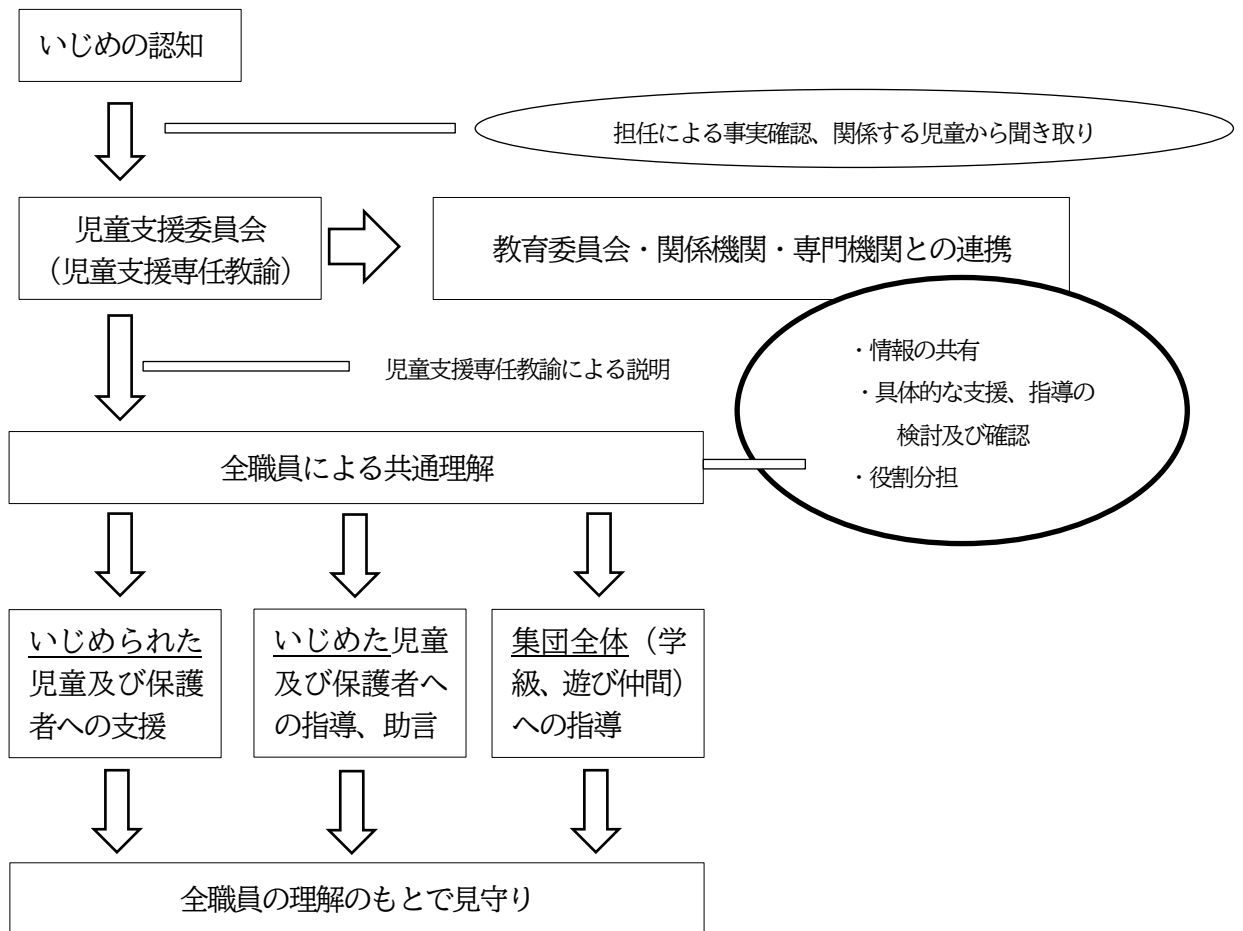
(2) 全職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関と連携し対応する。

①毎週木曜日に情報交換の場を設定し、児童の状況について共通理解を図り、指導にあたる。

②児童支援委員会で必要があると判断した場合は会議を開き、青少年教育カウンセラーや関係機関と連携し、対応について協議する。

③いじめ問題について、次年度に確実に情報を伝達する。

【対応経路】



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を実施する。調査は重大事態に対応するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために実施する。

- (1) 「児童支援委員会」をもって、児童及び保護者の危機管理組織として対応する。
- (2) 事実確認を明確にするため、関係児童や職員に聞き取り調査を実施する。
- (3) 教育委員会に報告し、当該児童及び保護者に対して、適切に情報提供する。

※重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。